

★これから70歳になる方へ

高齢受給者証は誕生日の翌月から使用できるようになります。

70歳になった月に役場から郵送でお届けしますので、病院にかかるときは「被保険者証」と「高齢受給者証」を必ず提示してください。

★年度の途中で75歳になる方へ

年度の途中で75歳になる方の有効期限は誕生日の前日となります。以降は、後期高齢者医療制度の被保険者となり、誕生月の前月に新しい被保険者証が発行されます。

学校に通うため、家族と離れて他の市町村に住むとき

就学中の方の被保険者証が必要な場合には、手続きを行ってください。

◎手続きに必要なもの

- ・在学証明書（4月1日以降に発行されたもの）
- ・印かん

※学校を卒業したときには、住所地の国保に加入することになりますので、資格喪失の手続きを行ってください。

退職者医療制度へのご加入をお願いします。

退職者医療制度とは、長く社会保険等に加入していた方が、医療の必要性が高まる退職後に、国民健康保険に移ることによって、国民健康保険の医療費負担が増大することを是正するためにつくられた制度です。

退職者医療制度の適用を受けている方の給付費（被保険者の自己負担分以外の医療費）は、退職者医療制度に該当する方の保険税と会社等の健康保険からの拠出金で賄われます。退職者医療制度が適正に適用されない場合は、国民健康保険が負担する医療費の増大を招き、将来の国民健康保険税の増加につながりますので、対象となる方は適用手続きをお願いします。

◎左記の条件のすべてにあてはまる方と、その被扶養者が対象です。

- ・国民健康保険に加入している65歳未満の方
- ・厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降で10年以上ある方

◎手続きに必要なもの

- ・現在発行されている国民健康保険被保険者証
- ・年金証書（厚生年金、共済等）
- ・印かん

限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証

入院時の病院窓口負担を軽減するための、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日までとなっています。自動更新ではありませんので、8月以降も引き続き認定証が必要な方は、7月中に申請してください。

◎手続きに必要なもの

- ・現在交付されている認定証
- ・印かん

高額な外来診療を受けらるみなさまへ

※認定証の対象とならない方もいますので新たに申請を希望される方は住民課国保年金班へお問い合わせください。

「限度額適用認定証」などの提示で窓口の支払いが一定になります。

4月1日から高額な外来診療を受けたとき、「限度額適用認定証」などを提示すれば、同一月に同一の医療機関などの窓口での支払いが一定の額にとどめられます。

◎手続きに必要なもの

- ・国民健康保険または後期高齢者医療の被保険者証
- ・印かん

※「限度額適用認定証」等を示せず、医療費が自己負担額以上になった場合は、後日、「高額療養費支給申請の

お知らせ」を郵送しますので、お知らせが届きましたら申請をお願いします。

◎必要な手続き・医療機関等の窓口で提示する書類

高額な外来診療受診者	事前の手続き	医療機関等で提示するもの
70歳未満の方 70歳以上の非課税世帯の方	「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請してください。	・「国民健康保険被保険者証」 ・「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」
70歳以上75歳未満で、課税世帯の方	必要ありません。	・「国民健康保険被保険者証」 ・「国民健康保険高齢受給者証」
75歳以上で、課税世帯の方	必要ありません。	・「後期高齢者医療被保険者証」